

新型コロナウイルス感染症の影響による 緊急小口資金（特例貸付）の郵送申請について

- 1 申請に必要な書類を石川県社会福祉協議会（以下、県社協）のホームページよりダウンロードするか、お住いの市町社会福祉協議会（以下、市町社協）または県社協へ連絡し、取り寄せてください。

石川県社会福祉協議会ホームページ（<http://www.isk-shakyo.or.jp>）

- 2 申請は新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少した方が行ってください。

- 3 記入例を参考に次の書類を記入し、添付書類とともに、お住いの市町社協へ郵送ください（簡易書留での郵送をお勧めします）。記入にあたって、ご不明な点がございましたら、お住いの市町社協または県社協にお問い合わせください。

【借入申込者に記入いただく書類】

- ①緊急小口資金特例貸付借入申込書
- ②緊急小口資金特例貸付借用書
- ③緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④収入の減少状況に関する申立書

【借入申込者に添付いただく書類】

- ⑤住民票（原本）（世帯全員記載のもの、発行後3ヵ月以内、写しは不可）

※ 原則、現住所と住民票の住所が一致していることが必要です。

※ 「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。」と記載がある住民票を取得ください。この記載がない住民票は再提出となります。

- ⑥本人確認書類の写し

次のいずれか1つ

- ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
- イ. パスポート
- ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
- エ. 健康保険証
- オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合必須

- ⑦振込先の口座通帳またはキャッシュカードの写し

（通帳がない場合は、振込先の口座を確認できるもの）

【未成年者が申請する場合の注意事項】

未成年者が申請する場合は親権者の同意（親権者が両親の場合は両親の同意）が必要です。借用書の欄外に親権者の署名をもらってください。

- 4 申請書類を市町社協で受理後、書類の記入漏れ等の不備を確認し、不備があった場合は、借入申込者へ電話連絡します。なお、内容によっては、書類の再提出や収入を証明できる書類（給与明細等）の追加提出をお願いすることがあります。
- 5 市町社協より県社協へ申請書類を送付し、県社協で貸付の可否について審査を行います。貸付が決定した場合は、指定された口座に緊急小口資金を送金し、県社協より審査結果を郵送します。また、貸付が不承認の場合でも、審査結果を郵送します。
- 6 緊急小口資金を利用後も収入の減少が続き、生活費にお困りの場合は、総合支援資金の特例貸付が利用できますので、お住いの市町社協に相談ください。

【申請書類の送付先】

市町社会福祉協議会	郵便番号	住所	電話番号
金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
七尾市社会福祉協議会	926-0811	七尾市御祓町 1 番地 パトリア 3 階	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	923-0811	小松市白江町ツ 108-1 第一地区コミュニティセンター内	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	928-0001	輪島市河井町 13-120-1	0768-22-2219
珠洲市社会福祉協議会	927-1214	珠洲市飯田町 5-9 市民ふれあいの里健康増進センター内	0768-82-7751
加賀市社会福祉協議会	922-0811	加賀市大聖寺南町二 11-5 市民会館内	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	925-8506	羽咋市鶴多町亀田 17 羽咋すこやかセンター内	0767-22-6231
かほく市社会福祉協議会	929-1173	かほく市遠塚口 52-10 市七塚健康福祉センター内	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	924-0865	白山市倉光 8 丁目 16-1 福祉ふれあいセンター内	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	923-1121	能美市寺井町 8-1 ふれあいプラザ 2 階	0761-58-6200
野々市市社会福祉協議会	921-8815	野々市市本町 5-18-5	076-248-8210
川北町社会福祉協議会	923-1267	川北町字杏ツ屋 196 保健センター内	076-277-1111
津幡町社会福祉協議会	929-0342	津幡町北中条 3 丁目 1 番地 町文化会館シグナス内	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	920-0267	内灘町字大清台 140 町文化会館内	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	925-0498	志賀町富来領家町甲の 10 富来行政センター内	0767-42-2545
宝達志水町社会福祉協議会	929-1311	宝達志水町門前サ 11 町民センターアステラス内	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	929-1704	中能登町末坂 2-57-1 保健センターすくすく内	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	927-0026	穴水町字大町ト 3 番地 3 さわやか交流館プルート内 1 階	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	927-0602	能登町字松波 13 字 75-1 内浦総合支所内	0768-72-2322

【問い合わせ先】

石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館 2 階	076-224-1212
------------	----------	---------------------------	--------------

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書2か所に「氏名」を記入した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」を記入した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」を記入した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」を記入した ・ 重要事項説明書と借用書のコピーを取った（コピーはご自身で大切に保管ください） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票に世帯全員が記載されている ・ 借入申込書と住所が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるページをコピーした ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した <ul style="list-style-type: none"> ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合必須 	<input type="checkbox"/>
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての書類が揃っている <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー） 	<input type="checkbox"/>

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
石川県社会福祉協議会 殿

令和4年4月1日以降

に使用する様式です

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した**個人情報**については、本制度に必要な範囲で**第三者に提供すること**に同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の**関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けること**に同意します。
- 私は現在、**生活保護**を受給していません。
- 私は現在、**自己破産**の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の**運転資金として使用しません**。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、**暴力団員**ではありません。また、借入期間中においても**暴力団員**にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る**暴力団員該当性情報の提供**を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記9項目に相違ありません

氏名

※太枠内をご記入ください。

記入年月日

令和 年 月 日

支店/受付番号

申込金額	万円	据置期間	令和5年12月末まで	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入 申込者	氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	(満 歳)
	現住所	(〒 -)		自宅電話	()	携帯電話	()
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		電話	()		

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	その他 名					

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	支店名	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減	<input type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------

本特例貸付の利用実績: ア.今回が初めての借入 イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)外国籍の方で在留期間が1年以内の方: 在留期間が延長の予定

緊急小口資金特例貸付

借用書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 殿

(借受人)

住 所	
氏 名 (自 署)	
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和 5 年 12 月末まで
	償還期間	_____ か月 (最大 24 か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を設置しております。

(1) 石川県社会福祉協議会の苦情受付窓口 総務管理課 電話 076-224-1212 FAX 076-222-8900

(2) 石川県福祉サービス運営適正化委員会 電話 076-234-2556 FAX 076-234-2558

(石川県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名
(自署)

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
影響前の収入	令和 年 月時の月額所得（手取り）は、約 万円でした。
影響後の収入	令和 年 月時の月額所得（手取り）は、約 万円でした。
減少の理由	(どのような新型コロナウイルスの影響があり、収入減少につながったのか、記入ください。)

令和 年 月 日

(借入申込者) 住所 _____

氏名 _____

※本様式で申告した収入を証明することができる書類（給料明細等）の提出を求める場合がありますので、申請後も適切に保管してください。

訂正は二重線(〇〇)を引き余白に記入してください。

生活福祉資金の借入れを申請いたします。

1. 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
2. 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
3. 私は現在、生活保護を受給していません。
4. 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
5. 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
6. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を希望しません。
7. 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。
8. 私は、貴協議会が必要に応じて官公署から私に提供される。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第1項第1号の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）を指します。〕
9. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、

1～9のうち1つでも該当しないものがある場合は、貸付の対象とはなりません。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
- オ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

上記 特になし希望がなければ、20万円以内の金額を記入してください。 ●● 一郎 ※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 年 月 日 1～9までの同意事項を確認のうえ、必ず自筆の署名をお願いします。 この欄は担当職員が記入します。

申込金額	20 万円	据置期間	令和5年12月末まで	償還期間	ア 24か月 イ. その他()か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	氏名 ●● イチロウ 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 大正 昭和 平成 ●● 年 3月 2日 (満 40歳)	現住所	〇〇市 ●●●●●●	勤務先名称 または職業	飲食店経営	勤務先等住所	〇〇市 ★★●●●●●● (●●●)●●●●

「据置期間」とは返済が猶予される期間です。

「償還期間」とは返済をする期間です。希望がない場合は、アを選択してください。

希望がない場合は、月賦をチェックしてください。

借入申込者の世帯状況	氏名	関係	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1	●● 桃子	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R ●●年●●月●●日	●● 薬局	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	●● ころ	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R ●●年●●月●●日	★★ 小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	●● 一郎	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4	その他 名				

会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。

借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。

口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関	●● 銀行	支店名	●● 支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
-------------------	------	-------	-----	-------	------	--------------------------------------------------------------------

本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借りる場合は「イ」に☑をご記入ください。

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナ	拡大の影響で収入が減	<input checked="" type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため
---------------------------	-------	------------	---------------------------------------------------------

本特例貸付の利用実績; ア. 今回が初めての借入 イ. すでに借入したことがある

特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに☑をご記入

外国籍の方で在留期間が1年以内の方: 在留期間が延長の予定

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。

ボールペンで記入ください。
(消せるボールペンは不可)

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額

20 万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついでに、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下
記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 殿
(借受人)

太枠内を必ず自筆で署名ください。

住 所	〇〇市 ■■■●●●-●
氏 名 (自 署)	●● 一郎
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 3月 25日生

間違えて記入した場
合は、お手数ですが、
もう一度、記入し直し
てください。
(修正ペンや二重書
きは不可)

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和 5 年 12 月末まで
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となり
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となり
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還
方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
				市区町村社協

この欄は担当職員が記入します。

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を設置しております。

(1) 石川県社会福祉協議会の苦情受付窓口 総務管理課 電話 076-224-1212 FAX 076-222-8900

(2) 石川県福祉サービス運営適正化委員会 電話 076-234-2556 FAX 076-234-2558

(石川県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

間違えて記入した場合は、お手数ですが、もう一度、記入し直してください。

(修正ペンや二重書きは不可)

又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場
したり、他に流用した場合。

必ず自筆の署名をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 ●年●月●●日

借受人

住所

○○市■■■●●●-●●

氏名

●● ●● 一郎

(自署)

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

記入例

収入の減少状況に関する申立書

訂正は二重線 (≡≡) を引き余白に記入してください。

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称や職業をご記入ください。
現在、無職の方は退職した勤務先の名称・住所も記入ください。

勤務先名称または職業	レストラン兼六 (飲食店経営)
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL ●●● (●●●) ●●●●
影響前の収入	令和 2 年 1 月時の月額所得 (手取り) は、約 35 万円でした。
影響後の収入	令和 4 年 ③ 月時の月額所得 (手取り) は、約 10 万円でした。
減少の理由	(どのような新型コロナウイルスの影響があり、収入減少につながったのか、記入ください) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4 月以降の来客数が減少したことに伴い、収入も減少した。

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入(直近のもの)をご記入ください。減少の理由には、どのような新型コロナウイルスの影響があり、収入減少につながったのか、分かる範囲でご記入ください。

例: 来客数が減少し、会社の業績が悪化した、お店が休業し、勤務日数が減った等

令和●年 ●月 ●●日

(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎

※本様式で申告した収入を証明することができる書類 (給料明細等) の提出を求める場合がありますので、申請後も適切に保管してください。